

【豊中市市税条例より抜粋】

(寄附金税額控除)

第 22 条の 2 所得割の納税義務者が、前年中に[法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号](#)若しくは[第 2 号](#)に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合においては、[同項](#)に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に[同項第 1 号](#)に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の[第 20 条](#)及び[前条](#)の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) [所得税法第 78 条第 2 項第 2 号](#)の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) [所得税法施行令\(昭和 40 年政令第 96 号\)第 217 条第 1 号](#)に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) [所得税法施行令第 217 条第 1 号の 2](#)に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) [所得税法施行令第 217 条第 2 号](#)に規定する法人に対する寄附金([法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号](#)に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) [所得税法施行令第 217 条第 3 号](#)に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる[同令](#)による改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。))に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) [所得税法施行令第 217 条第 4 号](#)に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) [所得税法施行令第 217 条第 5 号](#)に規定する社会福祉法人に対する寄附金([法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号](#)に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(8) [所得税法施行令第217条第6号](#)に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) [租税特別措置法\(昭和32年法律第26号\)第41条の18の2第2項](#)に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 [前項](#)の特例控除額は、[法第314条の7第2項\(法附則第5条の6第2項\)](#)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。